

短期入所における医療的ケアに関するアンケート調査票（短期入所）

(法人名)	
(事業所名)	(サービス種別) 短期入所 (単独型・併設型・空床型)
(利用者定員) 名 (空床型の場合は空欄)	(登録者数) 名 ※H25.4.1 現在
(回答者 職・氏名)	
(連絡先電話番号)	(連絡先メールアドレス)

該当するものを■又は☑を入れてください。

回答は全て平成25年4月1日時点でご回答をお願いします。

問1. 事業所における医療的ケアの実施状況

取り組んでいる 取り組んでいない

※ 服薬管理のみの場合は「取り組んでいない」としてください

※ 1で「取り組んでいる」とはお答えいただいた事業所は、問2以下についてもご回答をお願いします。

問2. どのような体制により、医療的ケアに取り組んでいますか？（複数回答可）

【スタッフ】

昼間／ 医師 看護師 介護福祉士、 生活支援員

夜間／ 医師 看護師 介護福祉士、 生活支援員

* 夜勤の職員数 名

【医療機関との連携】

連携していない

() 施設内又は附属診療所に対応可能 () その他

医療機関との連携がとれている

* とれていると回答された方で ー連携内容ー

() 往診 () 病院に搬送して受診 () 急患入院 () 訪問看護の派遣

訪問看護ステーションとの連携がとれている

* とれていると回答された方で

() 電話等による相談のみ

() 事業所内の訪問看護事業の利用

() 症状の観察 () 留置カテーテルの管理 () 医師の指示による処置

() 清拭・入浴・洗髪 () リハビリテーション () 体位交換その他

() 褥瘡の予防と処置 () 食事・排泄の介助 () 家族の介護指導

() その他

問3. 医療的ケアの内容はどのようなものですか？（複数回答可）

吸引 吸入 経管栄養 中心静脈栄養 (IVH) 導尿 在宅酸素(HOT)

パルスオキシメーター 気管切開部の管理 (カテーテル交換、消毒等) 人工呼吸器の管理

その他 ()

問4. 医療的ケアに取り組むための課題はどんなものがありますか？

(該当するものを1つ選択してください。)

※具体的な内容をご記入をお願いします

受入れ手続き (事前診察等)

緊急時の受入れ ()

看護師の確保

医療機関の確保

設備が不足

夜間体制 (主にスタッフ) の問題

福祉制度の課題 (報酬不足など短期入所の運営に関する課題)

その他 ()

問5. 短期入所事業所の利用状況について？

平成24年度の利用状況について (空床型の場合は、(a)、(b)欄についてのみ記入をお願いします。)

利用者実数は可能な範囲でお答えください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開所 日数(a)													
延べ利用 者数(b)													
利用者 実数(c)													
利 用 率 (b)/(a) × 利用定員													

ありがとうございました。

《短期入所における医療的ケアに関するアンケート調査結果》

集計時点 平成 25 年 9 月 10 日
 調査対象 198 事業所
 (平成 25 年 6 月 1 日時点で、短期入所で障がいの指定を受けている事業所)
 回答施設 135/198 事業所 (68.2%) ※小数点第 2 位四捨五入 (以下同じ)

問 1. 事業所における医療的ケアの実施状況

取り組んでいない 93/135 事業所 (68.9%)
 取り組んでいる 42/135 事業所 (31.1%)

(追加アンケート)

「取り組んでいる」と回答のあった事業所に対し、追加アンケートを実施。

追加) 問 1. 重症心身障がい児者 (※) の受入れ実績について

※ 身体障害者手帳 (1 級・2 級) 及び療育手帳 (A) を交付された障がい児者とする。
 ~ 41/42 事業所が回答 (1 事業所未回答) ~

- 重心児者受入れ実績を有する事業所 26/42 事業所 (老健、特養含む)
- 老健、特養の事業所数 10/42 事業所 (老健 2、特養 8)
 うち、重心児者受入れ実績を有する事業所 3/10 事業所 (老健 0、特養 3)

※ 重心児者は、身体障害者手帳 (1 級・2 級) 及び療育手帳 (A) を交付された障がい児者と定義。

- 受入れ実績を有する事業所は 26/42 事業所 (61.9%)
- 老健では受入れ実績なし、特養では 3/8 事業所で 37.5%

~以下、取り組んでいると回答のあった事業所のみの数~

問 2. どのような体制により、医療的ケアに取り組んでいますか? (複数回答可)

【スタッフ】

昼間	医師	看護師	介護福祉士	生活支援員	
	11 事業所	38 事業所	18 事業所	21 事業所	
夜間	医師	看護師	介護福祉士	生活支援員	夜勤の職員数
	1 事業所	12 事業所	19 事業所	16 事業所	92 人

- 体制は医師の夜間体制が顕著に少ないと言える。
- 夜勤職員数については無記入が 13 事業所あり、記入のあった事業所の平均は 3.2 人（92 人/29 事業所）である（内訳は下表のとおり）。
- 夜勤職員数については、併設型、空床型の事業所もあり短期入所のためだけに夜勤しているわけではないが、平均 2～4 人の夜間体制であると言える。

1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	8 人
2 事業所	8 事業所	9 事業所	6 事業所	3 事業所	1 事業所
6.9%	27.6%	31.0%	20.7%	10.3%	3.4%

【医療機関との連携】

連携していない 10/42 事業所（23.8%）

- 施設内又は附属診療所で対応可能 5/10 事業所
- その他 5/10 事業所（内容無記入 2 事業所）

（「その他」の内容）

- 家族に連絡し、受診してもらっている ・ 平日日中は法人内の診療所で対応可能
- 家族に対応していただく。日中は家族の指示で病院搬送は可能

医療機関との連携がとれている 31/42 事業所（73.8%）

- 往診 16 事業所
- 病院に搬送して受診 26 事業所
- 急病入院 11 事業所
- 訪問看護の派遣 0 事業所

訪問看護ステーションとの連携がとれている 3/42 事業所（7.1%）

- 電話等による相談のみ 2/3 事業所
- 事業所内の訪問看護事業の利用 0/3 事業所
（残り 1 事業所は連携体制のみで該当ケースなし）

- 連携事業所が圧倒的に少なく、また電話等による相談のみ。
- なお、訪問看護ステーションとの連携がとれていると回答した 3 事業所はすべて医療機関との連携がとれていると回答した事業所である。

問3. 医療的ケアの内容はどのようなものですか（複数回答可）

※ 無記入：5/42 事業所（11.9%）

吸引	30 / 42 事業所（71.4%）
吸入	14 / 42 事業所（33.3%）
経管栄養	25 / 42 事業所（59.5%）
中心静脈栄養（IVH）	0 / 42 事業所（ — ）
導尿	21 / 42 事業所（50.0%）
在宅酸素（HOT）	11 / 42 事業所（26.2%）
パルスオキシメーター	18 / 42 事業所（42.9%）
気管切開部の管理（ガーゼ交換、消毒等）	8 / 42 事業所（19.0%）
人工呼吸器の管理	1 / 42 事業所（ 2.4%）
その他	5 / 42 事業所（11.9%）

※その他：「点滴」、「浣腸」、「ストマ」、「摘便」など

問4. 医療的ケアに取り組むための課題はどんなものがありますか？

※ 無記入：4/42 事業所（9.5%）

該当するもの1つを選択としたにもかかわらず複数回答の事業所が多く、「課題は多岐に及び、いずれも速やかな対応が必要」という意見と考え、そのまま記載した。

受入れ手続き（事前診察等）	4 / 42 事業所（ 9.5%）
緊急時の受入れ	9 / 42 事業所（21.4%）
看護師の確保	15 / 42 事業所（35.7%）
医療機関の確保	7 / 42 事業所（16.7%）
設備が不足	13 / 42 事業所（31.0%）
夜間体制（主にスタッフ）の問題	28 / 42 事業所（66.7%）
福祉制度の課題 （報酬不足など短期入所の運営に関する課題）	14 / 42 事業所（33.3%）
その他	5 / 42 事業所（12.0%）

- ・「夜間体制の問題」と回答した事業所が66.7%、「看護師の確保」が35.7%、「福祉制度の課題（おそらく報酬）」が33.3%と続いた。事業所によっては、報酬体系の整備よりも看護師等の確保の方が困難であることが伺える。
- ・「緊急時の受入れ」（21.4%）は、受入れ医療機関が緊急の場合に確保困難となることで、「医療機関の確保」（16.7%）とも密接に関連する。

（「その他」にいただいたご意見等）

- ・医療機関と連携したとしても受入れが拒否されることが多い
- ・医療的ケアであっても、常に観察し判断を伴う行為であると考え。また、それらのケアを要する利用者であれば、状態が変化しやすい等の医療的配慮も多く求められる。受診するほどではないが、常

に状況を医療機関とアセスメントできるシステムが必要と思われる。

- 重症心身児者施設の泉州地域での設置
- 生活支援員の研修時間確保
- 男性看護師（非常勤）1名で連続の宿直は困難、また、女性利用者の導尿や定時の酸素吸入等も困難
- 看護師の能力的な問題もある

- 「医療機関との連携がとれていても受け入れが拒否される」との記載があり、連携していても安心はしてられないことが伺える。
- 「生活支援員の研修時間の確保」や「看護師の能力」の記載は、専門知識および技術の教育機会の整備充実が行政に求められているのと同時に、事業所の医療従事者が求められる知識、技術レベルの高さが伺える。

問5. 短期入所事業所の利用状況について

本設問については、利用率の算出にあたって、空床型の場合に利用者定員を記入不要としたことから、平均利用率については空床型6事業所を除いて算出。

平成24年度の延べ利用者数	51,765人/41事業所
空床型事業所をのぞく35事業所の平均利用率	53.2%
(医療的ケアに取り組んでいない事業所を含めた平均利用率	61.2%)

- 注1) 平成25年5月指定の事業所については実績がないため、分母は41事業所となる。
- 注2) 医療的ケアに取り組んでいない事業所を含めた値では、無記入等で利用率の算出不能な事業所を除いて算出している。
- 注3) 報酬の算定日数で回答した場合、厚生労働省の留意事項通知（平18障発1031001第二の2（7））の算定日数には、入所した日と退所した日の両方を含めてよい（例外あり）ため、利用率が100%を超える場合がある。
- 注4) 本府の設問の説明不足により、延利用者数について「退所日を除算」するか否かの統一がなされておらず、そのまま平均利用率を算出しているが、これは事業所の利用率算出にかかるコストに配慮したためである。

参考 (追加アンケート)

「取り組んでいる」と回答のあった事業所に対し、追加アンケートを実施。

「延べ利用者数」の考え方について調査するも、結果は以下のとおり。算出方法を統一した場合の利用者のコストを考慮して、統一せずに算出することとした。

追加) 問 2. 前回のアンケートで回答した「延べ利用者数」について

- 報酬算定における利用日数を合算して記入した (利用日数の合算になる)
- 延べ人数を割り出して合算して記入した (人数の合算になる)
- その他 ()

※ 前回アンケートで回答の数に大きな差があるための再質問です。

- 報酬算定における利用日数を合算して記入 25/42 事業所
- 延べ人数を割り出して合算して記入 12/42 事業所
- その他と記入 2/42 事業所
- 実績なし 1/42 事業所
- 未回答 1/42 事業所
- 無記入 1/42 事業所